

緩和ケア推進コンソーシアム

会 則

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、緩和ケア推進コンソーシアムと称する。

第 2 条 所在

本会は、第 1 2 条、第 2 3 条の規定に基づき、総会において選任された事務局長が所属する会員会社内に事務局を置く。

第 3 条 目的

がんと診断された時からの緩和ケアを推進することにより、すべてのがん患者さんが、痛みに妨げられることなく生活ができる状況を生み出すことを目的とする。

第 4 条 活動

コンソーシアムは、会員ならびに委員の相互理解と信頼を基盤に、民主的な運営と透明性の高い情報公開によって、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 厚生労働省をはじめとする省庁、国会議員で構成されている議員連盟、各種諸団体などと定期的に意見交換を行い、諸課題の解決のための政策提言を行う。
- (2) 医療現場の現状と課題を把握するために、必要に応じて調査・研究を行う。
- (3) 各種医療機関などと連携し、新たな疼痛緩和医療システムの構築に向けた活動、新たな疼痛治療関連の医薬品開発に資する活動、疼痛緩和医療の推進のための改善活動を共同で行う。
- (4) がん疼痛を有する患者とその家族、医療者等に対して、主要関連学会や患者会、医療関連団体などと連携し、疼痛緩和医療の普及・啓発活動を行う。
- (5) その他、目的の達成に必要となる企画の立案とその実現に向けた活動を行う。

第 2 章 会員等

第 5 条 会員

- (1) 本会の会員は、第 3 条の目的に賛同される企業である。
- (2) 会員は、第 6 条の規定に基づき、コンソーシアムの活動を充実させるために、若干名のコンソーシアムの運営を行う委員（以下単に「委員」という。）を会員の従業員から任命しなければならない。

第 6 条 委員

- (1) 会員は、最低 1 名以上 5 名以下の委員を選出する。
- (2) 委員の交代は、会員に一任する。

第7条 委員の権能

委員は、次の権利を有する。

- (1) コンソーシアムの活動に参画することができる。
- (2) 各議題について報告を求め、また意見を述べ、決定することができる。

第8条 会員および委員の義務

- (1) 会員及び委員は、コンソーシアムの会則および総会ならびに幹事会において承認、決議によって決定された内容を遵守しなければならない。
- (2) 総会及び幹事会において、開示された情報については、秘密として保持し、情報の取り扱いに細心の注意を払うとともに、会員およびコンソーシアムの役員および委員以外には漏洩してはならない。

第9条 入会

本会に入会を希望する企業は、入会申込書を会長宛に提出後、総会の承認を受けた後に、本会の会員となることができる。

第10条 退会・除名

- (1) 退会を希望する会員は退会届を会長に提出する。
- (2) 第5条に規定される会員資格を喪失した会員は、総会の承認により退会とする。
- (3) 本会の目的に反して本会の名誉を著しく毀損した会員は総会の承認を経て退会させることができる。
- (4) 退会した後は、総会において退会が承認された日から1年間は再入会を認めない。
- (5) 再入会の場合は、総会において会員会社の3分の2承認をもって再入会とする。

第11条 会費

- (1) 会員は、第23条、第26条、第30条の規定に基づき、コンソーシアムの活動において必要となる会費を、納めなければならない。
- (2) 前項のほか、会員は当該年度の事業計画に基づき会費を納めることとする。
- (3) 事務局経費を含めた各会員の年度会費は総会において決定する。決定した年度会費は会員の申し出がない限り、次年度以降も継続するものとする。年度会費納入方法及び納入時期については各会員と事務局と協議の上で決定する。
- (4) 既納の会費およびその他の拠出金は返還しない。

第3章 役員等

第12条 役員の種別、定数等

本会に次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・幹事 若干名
- ・会計監事 若干名
- ・事務局長 1名

第13条 会長

- (1) 本会は、会長を代表者とする。
- (2) 会長は、総会の決議により委員の中から選任される。
- (3) 会長は、幹事をかねることが出来るが、会計監事、事務局長をかねることはできない。

第14条 会長の権能

会長は、次の権能を有する。

- (1) コンソーシアムを代表し、すべての業務を統括するとともに、その責任を負う。
- (2) 総会や幹事会などの会議を召集するとともに、議長を務める。
- (3) 必要に応じて、第27条に規定する会議への出席ならびに報告を受けることができる。
- (4) 専門的な知識や技能等を有する有識者を、必要に応じて、アドバイザーとして第26条、第27条の定める会議に参加させることができる。
ただし、アドバイザーについては、決議には参画できないこととする。

第15条 会長の任期

- (1) 会長の任期は会計年度（4月1日～翌年3月31日）で原則2年とするが、任期終了後も同一会長は総会決議により2年毎の更新も可能とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、会長が任期途中で辞任を申し出たときは、総会において後任者を選任の上これを認める。この場合後任者の任期は前任者の任期の満了時までとする。
- (3) 会長としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、後任者の選任および任期は前項を適用する。

第16条 幹事

- (1) 総会の決議により委員の中から若干名の幹事が選任される。
- (2) 幹事は、会計監事、事務局長を兼ねることはできない。

第17条 幹事の権能

幹事は、次の権能を有する。

執行部として会長を補佐し、総会において決定された活動方針、活動内容に基づき、業務を円滑に執行するとともに、その責任を負う。

第18条 幹事の任期

- (1) 幹事の任期は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）で2年間とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、幹事が任期途中で退任を申し出たときは、総会において後任者を選任の上これを認める。この場合後任者の任期は原則として前任者の任期の満了時までとする。
- (3) 幹事としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、後任者の選任および任期は前項に準ずる。

第19条 会計監事

- (1) 総会の決議により委員の中から若干名の会計監事が選任される。
- (2) 会計監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第20条 会計監事の権能

- (1) 会計監事は、毎会計年度1回財務および業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- (2) 会計監査により、不適切な対応や不備等が認められた際には、会長ならびに総会、幹事会に、その是正を求め、改善させることができる。

第21条 会計監事の任期

- (1) 会計監事の任期は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）で2年間とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、会計監事が任期途中で退任を申し出たときは、総会において後任者を選任の上これを認める。この場合、後任者の任期は前任者の任期の満了

時までとする。

- (3) 会計監事としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、後任者の選任および任期は前項に準ずる。

第22条 事務局長

- (1) 総会の決議により委員の中から事務局長が選任される。
- (2) 事務局長は、他の役員を兼ねることはできない。

第23条 事務局長の権能

事務局長は、次の権能を有する

- (1) 事務局を設置することができる。
- (2) 実務を円滑運営にするため、所属会員会社内に若干名の事務局内勤を指名することができる。
- (3) 総会ならびに幹事会で決定された活動方針、活動内容等に基づき、委員の意見・要望等の確認ならびに意見を取りまとめ、会議案内の作成と役員および委員への周知徹底など、実務面において、円滑な運営・管理を行う。
- (4) コンソーシアムの広報活動を担う。
- (5) 第11条、第30条の規定に基づき、会員から会費を徴収する。

第24条 事務局長の任期

- (1) 事務局長の任期は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）で2年間とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、事務局長が任期途中で退任を申し出たときは、総会において後任者を選任の上これを認める。この場合後任者の任期は前任者の任期の満了時までとする。
- (3) 事務局長としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、後任者の選任および任期は前項に準ずる。

第25条 事務局

- (1) 事務局の設置は、第2条、第23条のとおりである。
- (2) 事務局の任期は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）で2年間とする。
- (3) 事務局長より指名された事務局内勤は、第8条の規定に基づき会則を遵守しなければならない。
- (4) 事務局内勤は、委員を兼ねることができない。

第4章 総会、ワーキングチーム等

【第26条 総会】

- (1) 総会は委員をもって構成する。但し、議決権は会員毎に1票とする。
- (2) 総会は、定例総会および臨時総会とする。
- (3) 定例総会は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）において、4回（3ヶ月以内毎）は召集する。
- (4) 次の事項は総会の決議もしくは承認を得なければならない。
 - 1) 前年度のコンソーシアムの活動報告の承認
 - 2) 次年度のコンソーシアムの活動方針ならびに活動計画の承認
 - 3) 収支の決算報告の承認
 - 4) 次年度の会計予算の承認
 - 5) 会則改定の決議
 - 6) 会費決定方法の変更の決議
 - 7) 年会費改定の決議

- 8) 会員の入会および退会の承認
 - 9) 役員（会長、幹事、会計監事、事務局長）の選出
 - 10) 前項役員の辞退ならびに召還の承認
 - 11) 前々項役員の罷免の決議
 - 12) コンソーシアムの解散の決議
 - 13) 幹事会の設置の承認
 - 14) ワーキングチームの設置の承認
 - 15) 本会則の規定に基づき総会の決議を必要とする事項
 - 16) 幹事会およびワーキングチームで総会に付議することが適当と認められた事項
 - 17) その他、決議を要する事項
- (5) 臨時総会は、次の場合に開催する。
- 1) 会長が必要と認めた場合
 - 2) 幹事より、目的事項を示して請求があった場合
 - 3) 会員の3分の1以上から、目的事項を示して請求があった場合
- (6) 総会を招集するときは、総会の日時、場所および目的を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに委員に通知しなければならない。ただし、臨時総会においては、この限りではない。
- (7) 臨時総会を招集するときは、臨時総会の日時、場所および目的を記載した書面をもって、委員に通知しなければならない。
- (8) 総会は、委員の3分の2以上の出席を得て成立する。
- (9) 臨時総会は、委員の3分の2以上の出席を得て成立する。
- (10) 会員は委任状によって、他の会員または会長に議決権の行使を委任することが出来るものとし、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。
- (11) 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成をもって決する。
- (12) 総会の議事録は、事務局から各会員に連絡した後、原則3年間、事務局で保存する。
- (13) 総会の議事録は、会員の持ち回りで作成する。

第27条 幹事会

第26条の規定に基づき、幹事会を設置することができる。幹事会の活動にあたっては、次の事項に基づき、活動を行う。

- (1) 本会の活動に資するために、幹事会は、幹事で構成する。
- (2) 幹事会は、必要に応じ幹事が招集することができる。
- (3) 幹事会の活動内容または協議内容は、役員、委員に議事録にて報告する。
- (4) 幹事会は、議事録を作成する。

第28条 ワーキングチーム

第26条の規定に基づき、ワーキングチームを設置することができる。ワーキングチームの活動にあたっては、次の事柄に基づき、活動を行う。

- (1) 本会の活動に資するために、ワーキングチームは、委員で構成する。
- (2) ワーキングチームは、必要に応じワーキングメンバーが召集することができる。
- (3) ワーキングチームの活動内容または協議内容は、役員、委員に議事録にて報告する。
- (4) ワーキングチームは、議事録を作成する。

第5章 会計等

第29条 会計

本会の運営に要する費用は、会員の負担する会費（臨時会費を含む）、その他の収入によって賄う。

第30条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とする。

第31条 会費の徴収、管理

事務局長は、第11条の会費を各会員より徴収し、これを管理する。

第32条 監査

事務局長は、会計年度毎に会計監事の監査を受ける。

付則

第1条 会費は、3ヶ月毎10万円を事務局経費として納付するものとする。

第2条 会費は、事務局が請求書にて請求する。

第3条 本コンソーシアムは、2008年4月2日付けで設立し、会則の発効日とする。

以上

2008年4月	2日	制定
2009年3月	1日	改定
2010年1月	15日	改定
2014年4月	1日	改定
2016年4月	1日	改定
2019年8月	9日	改定